

平成30年4月  
(平成30年12月改正)  
(令和3年8月改正)  
(令和5年1月改正)  
(令和5年4月改正)  
(令和7年2月改正)  
(令和8年4月改正)  
堺市上下水道局

## 監理技術者、主任技術者及び現場代理人の専任緩和について

上下水道局において発注する工事に配置又は配置予定の監理技術者、主任技術者及び現場代理人の専任及び常駐（以下「専任」という。）について、下記のとおり取り扱うものとします。

### 記

#### 1 監理技術者・主任技術者の専任緩和

工事に配置する監理技術者及び主任技術者について、従前は当該工事に専任するものとしていましたが、建設業法及び関係法令の改正により技術者の専任義務が緩和され、一定の条件を満たすことで工事の兼任が可能となりました。本市においても、条件を満たした場合、合計で2件の工事の兼任を認めるものとします（他自治体及び民間発注工事との兼任を含む。）。

##### (1) 専任特例1号による監理技術者又は主任技術者の兼任（建設業法第26条第3項第1号）

ア 兼任する2件の工事（他自治体及び民間発注工事を含む。）の両方で、以下の条件を全て満たすことが必要です。

- (ア) 請負金額が1億円未満の工事であること。
- (イ) 施工場所が堺市内の工事であること。
- (ウ) 本市発注工事にあつては、総合評価落札方式による工事ではないこと。
- (エ) 公告等において、兼任不可の条件が付された工事ではないこと。
- (オ) 下請次数が3を超えていないこと。
- (カ) 監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための連絡員を配置すること。  
ただし、当該工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、同業種の建設工事に関し1年以上の実務の経験を有する者でなければならない。なお、連絡員は複数工事の連絡員を兼任できることとし、当該工事への専任や常駐は求めない。
- (キ) 工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術（現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUSまたはCCUSとAPI連携したシステムであることが望ましいが、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものであればその他のシステムでもよい。）を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- (ク) 次に掲げるa～dを記載した人員の配置を示す計画書を作成し、工事現場に備え置くこと。
  - a 建設業者の名称及び所在地
  - b 監理技術者又は主任技術者の氏名
  - c 監理技術者又は主任技術者の一日当たりの時間外労働の見込み及び労働時間実績
  - d 当該工事に係る次の事項
    - ①工事の名称及び工事現場の所在地
    - ②工事の内容（工事の種類）
    - ③工事の請負代金の額
    - ④工事現場間の移動時間
    - ⑤下請次数
    - ⑥施工体制を把握するための情報通信技術

⑦現場状況を把握するための情報通信機器及び通信状況

- (ケ) 監理技術者又は主任技術者が、工事現場以外の場所から工事現場の状況を確認するために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器（スマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システム等、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるもの）が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。
- (ク) 次に掲げる a 又は b を満たすこと。
- a 事後審査書類提出時に配置予定又は既に工事に配置している監理技術者又は主任技術者との兼任であること。
- b 落札した工事に配置した監理技術者又は主任技術者を、本市発注の指名競争入札による工事若しくは随意契約による工事、他自治体発注の工事又は民間発注の工事に兼任で配置させる場合は、イ(イ)の規定に基づき監理技術者・主任技術者兼任審査申請書兼誓約書（専任特例 1 号）を提出した監理技術者又は主任技術者との兼任であること。
- イ 次の場合に、「監理技術者・主任技術者兼任審査申請書兼誓約書（専任特例 1 号）」を提出してください。
- (ア) 既に工事に配置している監理技術者又は主任技術者（同一月に公告した工事において、先に落札候補者となった契約締結前の工事に配置予定の監理技術者又は主任技術者を含む。）を落札候補者となった本市発注工事の監理技術者と兼任させる場合  
⇒ 事後審査時に提出
- (イ) 既に本市発注工事に配置している監理技術者を本市発注の指名競争入札による工事若しくは随意契約による工事、他自治体発注の工事又は民間発注の工事の監理技術者又は主任技術者と兼任させる場合  
⇒ 本市発注の指名競争入札による工事若しくは随意契約による工事、他自治体発注の工事又は民間発注の工事の契約締結前に提出

(2) 専任特例 2 号による監理技術者の兼任（建設業法第 26 条第 3 項第 2 号）

- ア 兼任する 2 件の工事（他自治体及び民間発注工事を含む。）の両方で、以下の条件を全て満たすことが必要です。
- (ア) 予定価格（他自治体又は民間発注工事においては、請負金額をいう。）が 3 億円未満の工事であること。
- (イ) 施工場所が堺市内の工事であること。
- (ウ) 本市発注工事にあつては、総合評価落札方式（簡易型）による工事ではないこと。
- (エ) 公告等において、兼任不可の条件が付された工事ではないこと。
- (オ) 兼任する工事現場ごとに監理技術者補佐を常駐及び専任で配置すること。
- (カ) 次に掲げる a 又は b を満たすこと。
- a 事後審査書類提出時に配置予定又は既に工事に配置している監理技術者との兼任であること。
- b 落札した工事に配置した監理技術者を、本市発注の指名競争入札による工事若しくは随意契約による工事、他自治体発注の工事又は民間発注の工事に兼任で配置させる場合は、イ(イ)の規定に基づき監理技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出した監理技術者との兼任であること。
- (キ) 監理技術者が不在の場合においてもその職務が円滑に行えるよう、監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制を確保すること。
- イ 次の場合に、「監理技術者兼任審査申請書兼誓約書」を提出してください。
- (ア) 既に工事に配置している監理技術者（同一月に公告した工事において、先に落札候補者となった契約締結前の工事に配置予定の監理技術者を含む。）を落札候補者となった本市発注工事の監理技術者と兼任させる場合  
⇒ 事後審査時に提出
- (イ) 既に本市発注工事に配置している監理技術者を本市発注の指名競争入札による工事若しくは随意契約による工事、他自治体発注の工事又は民間発注の工事の監理技術者と兼任させる場合  
⇒ 本市発注の指名競争入札による工事若しくは随意契約による工事、他自治体発注の工事又は民間発注の工事の契約締結前に提出

(3) 1 件の請負金額が 4500 万円（建築一式工事の場合は、9000 万円）以上の工事における主任技術者の兼任（建設業法施行令第 27 条第 2 項）

ア 次の条件を全て満たすことが必要です。（※詳細は資料を参照）

(ア) 該当工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

(イ) 工事現場の相互の距離が 10k m 程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事であること。

(ウ) 次に掲げる a 又は b を満たすこと。

a 事後審査書類提出時に既に工事に配置している主任技術者、現場代理人又は他の技術者との兼任であること。

b 落札した工事に配置した主任技術者を、本市発注の指名競争入札による工事若しくは随意契約による工事、他自治体発注の工事又は民間発注の工事に兼任で配置させる場合は、イ(イ)の規定に基づき現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出した主任技術者、現場代理人又は他の技術者との兼任であること。

イ 次の場合に、「現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書」を提出してください。

(ア) 既に工事に配置している主任技術者、現場代理人又は他の技術者を落札候補者となった本市発注工事の主任技術者と兼任させる場合

⇒ 事後審査時に提出

(イ) 既に本市発注工事に配置している主任技術者を本市発注の指名競争入札による工事若しくは随意契約による工事、他自治体発注の工事又は民間発注の工事の主任技術者、現場代理人又は他の技術者と兼任させる場合

⇒ 本市発注の指名競争入札による工事若しくは随意契約による工事、他自治体発注の工事又は民間発注の工事の契約締結前に提出

(4) 単価契約による工事及び 1 件の請負金額が 4500 万円（建築一式工事の場合は、9000 万円）未満の工事における主任技術者の兼任

ア 原則、主任技術者の兼任を可能とします。ただし、営業所技術者又は特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）を主任技術者として配置する場合は、営業所における専任義務があるため、工事への配置を 1 件のみ認める（工事の兼任は認めない。）ものとします。

なお、当該工事の変更契約により、請負金額が 4500 万円（建築一式工事の場合は、9000 万円）以上となった場合は、専任義務が発生するため、兼任を認めませんので、当該工事又は兼任している工事のいずれかに新たに配置する技術者が必要となります（上記（1）又は（3）に該当する場合は除きます。）。

イ 次の場合に、「現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書」を提出してください。

(ア) 既に工事に配置している主任技術者、現場代理人又は他の技術者を落札候補者となった本市発注工事の主任技術者と兼任させる場合

⇒ 事後審査時に提出

(イ) 既に本市発注工事に配置している主任技術者を本市発注の指名競争入札による工事若しくは随意契約による工事、他自治体発注の工事又は民間発注の工事の主任技術者、現場代理人又は他の技術者と兼任させる場合

⇒ 本市発注の指名競争入札による工事若しくは随意契約による工事、他自治体発注の工事又は民間発注の工事の契約締結前に提出

(5) 上記（1）～（4）により兼任配置した工事において、建設業法第 26 条の 4 に定める監理技術者又は主任技術者の職務等を誠実に行われないと判断した場合は、兼任配置を解除するものとします。

(6) 上記（1）の適用を受けた工事と（2）の適用を受けた工事を兼任することはできません。

- (7) 上記(2)により監理技術者補佐として配置されている者については、他の工事との兼任は認められませんので、注意してください。
- (8) 監理技術者、主任技術者又は現場代理人を兼任しようとする場合は、他自治体又は民間発注工事にあつては、当該発注元の許可を得た上で、本市発注工事にあつては、公告等において兼任が可能であることを確認した上で、参加申請や本市への兼任の申請を行ってください。

## 2 現場代理人の専任緩和（公共工事標準請負契約約款第10条第3項関係）

これまで、現場代理人については、予定価格400万円超の工事において、請負代金の額に関係なく、当該工事に専任するものとしておりましたが、通信手段の発達により、工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、次の条件を全て満たす場合は、合計で2件の工事の兼任を認めるものとします。ただし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合に限り、ます。

- (1) 1件の請負金額が4500万円（建築一式工事の場合は、9000万円）以上の工事の場合
- ア 次の条件を全て満たすことが必要です。（※(x)及び(ハ)の詳細は資料を参照）
- (ア) 本市発注工事であること。
  - (イ) 公告等において、兼任不可の条件が付された工事ではないこと。
  - (ウ) 現場代理人が、作業期間中にやむを得ず工事現場を離れる場合は、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、本市との連絡に支障をきたさないこと。
  - (エ) 該当工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。
  - (オ) 工事現場の相互の距離が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事であること。
  - (カ) 次に掲げるa又はbを満たすこと。
    - a 事後審査書類提出時に既に本市発注工事に配置している専任特例1号又は2号（以下「専任特例」という。）による監理技術者、現場代理人、主任技術者又は他の技術者との兼任であること。
    - b 落札した工事に配置した現場代理人を、本市発注の指名競争入札による工事又は随意契約による工事に兼任で配置させる場合は、イ(イ)の規定に基づき現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出した専任特例による監理技術者、現場代理人、主任技術者又は他の技術者との兼任であること。
- イ 次の場合に、「現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書」を提出してください。
- (ア) 既に本市発注工事に配置している専任特例による監理技術者、現場代理人、主任技術者又は他の技術者を落札候補者となった本市発注工事の現場代理人と兼任させる場合
    - ⇒ 事後審査時に提出
  - (イ) 既に本市発注工事に配置している現場代理人を本市発注の指名競争入札による工事又は随意契約による工事の専任特例による監理技術者、現場代理人、主任技術者又は他の技術者と兼任させる場合
    - ⇒ 本市発注の指名競争入札による工事又は随意契約による工事の契約締結前に提出
- (2) 単価契約による工事及び1件の請負金額が4500万円（建築一式工事の場合は、9000万円）未満の工事の場合
- ア 次の条件を全て満たすことが必要です。ただし、営業所技術者等を現場代理人として配置する場合は、営業所における専任義務があるため、工事への配置を1件のみ認める（工事の兼任は認めない。）ものとします。
- なお、当該工事の変更契約により、請負金額が4500万円（建築一式工事の場合は、9000万円）以上となった場合においても、引き続き兼任を認めます。ただし、現場代理人が主任技術者又は監理技術者を兼任している場合は、主任技術者又は監理技術者に専任義務が発生するため、兼任を認めません。当該工事又は兼任している工事のいずれかに新たに配置する技術者が必要となります（上記1(1)

又は2（1）に該当する場合を除く。）。

（ア）本市発注工事であること。

（イ）公告等において、兼任不可の条件が付された工事ではないこと。

（ウ）現場代理人が、作業期間中にやむを得ず工事現場を離れる場合は、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、本市との連絡に支障をきたさないこと。

イ 次の場合に、「現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書」を提出してください。

（ア）既に本市発注工事に配置している専任特例による監理技術者、現場代理人、主任技術者又は他の技術者を落札候補者となった本市発注工事の現場代理人と兼任させる場合

⇒ 事後審査時に提出

（イ）既に本市発注工事に配置している現場代理人を本市発注の指名競争入札による工事又は随意契約による工事の専任特例による監理技術者、現場代理人、主任技術者又は他の技術者と兼任させる場合

⇒ 本市発注の指名競争入札による工事又は随意契約による工事の契約締結前に提出

（3）上記（1）及び（2）により兼任配置した工事において、工事請負契約書に定める現場代理人の職務等を誠実に行われないと判断した場合は、兼任配置を解除するものとします。

（4）専任の監理技術者又は監理技術者補佐として配置されている者については、他の工事との兼任はできませんので御注意ください。

### 3 監理技術者等の専任期間及び専任を要しない期間（監理技術者制度運用マニュアル関係）

監理技術者（専任特例による監理技術者を含む）、主任技術者又は監理技術者補佐の専任期間及び専任を要しない期間については、国土交通省において定められている最新の監理技術者制度運用マニュアルのとおりとします（専任以外の監理技術者（専任特例による監理技術者を含む。）又は主任技術者及び現場代理人についても同様の取扱いをすることとします。）。

また、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、本市との連絡体制が確保されると認められた場合には、監理技術者（専任特例による監理技術者を含む）、主任技術者又は監理技術補佐及び現場代理人の工事現場における常駐を要しないものとします。

### 4 営業所技術者による専任工事における監理技術者又は主任技術者の兼務（建設業法第26条の5）

これまで営業所技術者は1件の請負金額が4500万円（建築一式工事の場合は、9000万円）以上の工事への配置はできませんでしたが、建設業法の改正により営業所技術者の専任義務が緩和され、一定の条件を満たすこと専任工事における監理技術者又は主任技術者の兼務が可能となったことから、本市においても、条件を満たした場合、営業所技術者による専任工事の兼務を認めることとします。

（1）次に掲げるア及びイを満たすこと。

ア 上記1（1）ア（ア）～（ウ）に掲げる要件を全て満たすこと。

イ 所属営業所で契約締結した工事であること。

（2）落札候補者となった者は、事後審査書類と併せて「営業所技術者の兼務申請書兼誓約書」を提出してください。

（3）現場代理人との兼務はできませんので、御注意ください。

### 5 適用時期

平成30年5月1日以降に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用します。

平成30年12月3日以降に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用します。（平成30年12月改正）

令和3年8月1日以降に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用します。(令和3年8月改正)

令和5年1月1日以降に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用します。(令和5年1月改正)

令和5年4月1日以降に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用します。(令和5年4月改正)

令和7年2月1日以降に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用します。(令和7年2月改正)

令和8年4月1日以降に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用します。(令和8年4月改正)

## 6 備考

監理技術者、主任技術者及び現場代理人の専任緩和に係る配置可能な本市発注工事の件数に関する取扱いについては、参加申請を行う工事の入札公告（個別事項及び共通事項）を御確認ください。

## 専任の主任技術者及び現場代理人の兼任に係る条件の取扱いについて

1 件の請負金額が 4500 万円（建築一式工事の場合は、9000 万円）以上の工事について、1（3）ア(ア)及び(イ)、2（1）ア(エ)及び(オ)にある専任の主任技術者及び現場代理人の兼任に係る条件の取扱いは下記のとおりとします。

## 記

1 該当工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事に係る具体例

（1）該当工事の対象となる工作物に一体性が認められる工事

- ・同一箇所における道路改良工事と水道管移設工事
- ・同一箇所における施設建築工事と解体工事

（2）該当工事の対象となる工作物に連続性が認められる工事

- ・工区を分割した同一工種の連続した工事（○○工事（第一工区）工事と○○工事（第二工区））

（3）施工にあたり相互に調整を要する工事

- ・工事用道路を共有しており、相互に工程調整を要する工事
- ・工事の発生土を盛土材に流用しており、相互に土量配分計画の調整を要する工事
- ・資材の調達を一括で行い、相互に工事調整を要する工事

2 工事現場の相互の距離が 10 k m 程度の近接した場所の取扱いについて

工事現場間の直線距離が 10 k m 以下であること。なお、A 工事において現場が 2 か所以上ある場合には、兼任するもう一方の B 工事現場から見て遠方にあたる工事現場までの直線距離が 10 k m 以下であること。また、A 工事、B 工事それぞれの工事現場が 2 か所以上ある場合には、それぞれ遠方の工事現場から見て直線距離が 10 k m 以下であること。